

【課程博士学位申請論文提出・審査プロセスについて】

教育人間科学研究科では、課程による博士学位授与のプロセスを以下のとおりガイドラインとして設定します。

博士学位を授与されるためには、以下のプロセスを経て博士学位申請論文を提出し、その審査および最終試験に合格し、修了要件のすべてを満たす必要があります。なお、1 外国語の認定については、博士論文審査委員会により認定を受けることが必要となります。

教育学専攻博士後期課程の履修

1 年次		2 年次		3 年次	
研究指導教員が指定する専門科目の履修		研究指導教員が指定する専門科目の履修		研究指導教員が指定する専門科目の履修	
研究指導Ⅴ (2 単位必修)	研究指導Ⅵ (2 単位必修)	研究指導Ⅶ (2 単位必修)	研究指導Ⅷ (2 単位必修)	研究指導Ⅸ (2 単位必修)	研究指導Ⅹ (2 単位必修)
▲	▲	▲	▲	▲	▲
研究指導教員 決定	「研究報告会」 (9 月)	「研究報告会」 (9 月)	「研究報告会」 (9 月)	「研究報告会」 (9 月)	「博士学位申請論文審査」 及び「最終試験」 1 外国語の認定に合格

【教育学専攻課程博士学位申請論文提出の要件ならびに専攻内審査について】

専攻の内規に従って審査がなされるので、指導教員ならびに専攻主任に確認して準備を進めること。内規の概要は次の通りである。

[論文審査を受ける学生の資格]

- ①手続きが開始される年度の末日において所定の年限以上在籍し、所定の単位を取得した者、または取得見込みの者。

[専攻内審査準備]

- ①専攻主任を経由して専攻博士後期課程委員会に対し、専攻内審査準備申請を行う。
- ②専攻内審査準備申請は、随時行うことができる。
- ③専攻内審査準備申請のための条件は、以下のすべてを満たすこと。
 - (1) 申請の時点で、博士学位申請論文のテーマに関連する論文が少なくとも2篇以上(うち、少なくとも1篇は査読付学術雑誌であることが望ましい。)掲載されていること。
 - (2) 1 外国語の能力についての証明。
 - (3) 指導教員による推薦書。

[専攻内審査]

- ①指導教員は、学生の博士学位申請論文の審査を行うことが適当であると判断したのち、専攻主任を経て専攻博士後期課程委員会に対し専攻内審査委員会の設置を申請する。
- ②申請の期限は、7月10日と1月15日の年2回。
- ③学生は博士学位申請論文4部、博士学位申請論文の概要4部を専攻主任を経由して専攻博士後期課程委員会に提出する。部数については追加が求められることがある。
- ④専攻内審査委員会は、博士学位申請論文として適切であるか否か、本審査に移行すべきか否かの審査を行う。
- ⑤専攻内審査委員会は、審査の途中の段階で、論文報告会を本専攻教員・本専攻在籍学生に公開で開催する。
- ⑥専攻内審査委員会は、必要な際は、学生に対し博士学位申請論文の加筆修正を求めることができ、加筆修正された論文に基づいて審査することがある。
- ⑦審査の結果、本審査に移行することが適当であると認められた場合は、研究科としての審査に進むことになる。これ以降は、教務課の指示に従うこと。

[専攻内審査の基準]

- ①本審査への移行が適当であるとする際には、この基準をクリアしていることが最低限必要である。
 - (1) 課題の設定が明確であること。
 - (2) 研究方法に一貫性があること。
 - (3) 先行研究を十分に検討していること。
 - (4) 論証の展開が精緻であること。
 - (5) 研究に独創性があること。
 - (6) 研究でやり残したことについて自覚的であること。

附則

すでに博士後期課程を退学し、再入学により博士学位申請論文を提出しようとする者においては、これに準ずるものとする。